



# 西予市立田之筋小学校いじめ防止基本方針



## 1 いじめの定義と基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合であっても、いじめとして学校いじめ対策組織へ情報提供する必要がある。「愛媛県いじめの防止のための基本的な方針（改訂版）」より

### (2) 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識に立ち、一人一人を大切に、「全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指す。

## 2 いじめ防止のための取組

### (1) 組織

#### ア 生徒指導委員会（学校いじめ対策組織）

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等によるいじめ防止対策のための委員会を設置し、必要に応じて開催する。

#### イ 生徒指導委員会（学校いじめ対策組織）の組織と役割分担

- ・ 諸機関・保護者等への連絡・報告・・・校長、教頭、生徒指導主事
- ・ いじめた児童への指導・・・生徒指導主事、学級担任
- ・ いじめられた児童への支援・・・養護教諭、生徒指導主事、学級担任
- ・ 未然防止・再発防止・・・生徒指導主事、特別活動主任、学級担任

#### ウ 生徒指導情報交換会

「いじめを見逃さない」という姿勢を共有し、日常的に情報交換を行う。

### (2) 未然防止のための取組

#### ア 人権教育の充実

- ・ 校訓「まごころ」を基盤に「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育てる。

#### イ 児童主体の学校づくり

- ・ 児童の創意工夫あふれる活動や魅力ある行事を計画的に実施する。
- ・ 主体的に取り組む共同の活動や縦割り班活動などの異年齢交流を推

進し、自己有用感を高める。

ウ 学級経営の充実

- ・ 多様性を認め合い、異なる考えや意見を出し合える安心できる学級づくりに努める。

エ 道徳教育の充実

- ・ いじめを自分事として捉えさせるために、動画や事例を基に児童同士で話し合ったり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなどの体験的な学習を行う。

オ 教育相談体制の整備

- ・ 定期的な学校生活アンケートや教育相談、家庭や地域との連携を通して児童理解に努め、児童が適切に援助希求しやすい関係を築く。

カ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 実態や発達段階に応じた情報モラル教育等を家庭と連携して行う。

キ 学校間の連携

- ・ 中学校や保育園と適切な引継ぎや情報交換を行う。

ク 広報その他の啓発活動

- ・ 学校の基本方針をホームページに公開し、保護者等へ啓発を行う。

(3) 早期発見のための取組

ア 学級担任等による観察

- ・ 授業中や休み時間、放課後の活動等での観察、学校生活アンケートや日記指導などを通して、児童の変化や危険信号を見逃さない。

イ 学校生活アンケートの活用

- ・ 学校生活アンケートの結果、いじめ無しと認められる場合でも、児童の人間関係の把握に努めるとともに、児童や学級の様子について丁寧な観察を続ける。

ウ 保護者や地域、関係諸機関との連携

- ・ 保護者からの相談に迅速かつ誠実に対応する。

(4) 早期対応の取組

ア いじめを報告しないことは法律違反であるという認識を持ち、いじめを発見した教職員は、速やかに、校長・教頭・生徒指導主事等に報告する。

イ いじめに関する相談を受けたときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。（記録①—1、2）

ウ いじめの事実を確認した場合は、生徒指導委員会を開催し、組織的な対応と指導を行う。（記録②～⑤）

エ いじめを受けた児童の保護を最優先し、二次的な問題の発生を防ぐため、児童の心情を理解し、傷ついた心のケアを行う。（記録③）

オ いじめを受けた児童のニーズを確認し、安全・安心な居場所の確保やいじめる児童や学級等での指導に関する具体的な支援策を提示し、本人や保護者の理解を得る。（記録④、⑤）

カ 事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を行う。

（記録③、④、⑤）

キ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、警察への相談・通報を行い連携して対処する。

ク いじめが解消したと思われる場合でも、卒業するまで注意深く見守りを続けていく。（記録⑥）

※「解消」の目安…①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの二条件を満たしている。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童が**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

「いじめ防止対策推進法」より

※ **相当の期間**…年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校長の判断により、迅速に調査に着手する。

- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

#### (2) 重大事態への対処

ア 速やかに市教育委員会を通じて市長に重大事態発生 の報告をする。

イ 市教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 客観的な分析と検証を行って事実関係を明らかにし、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく視点で調査する。

エ 調査と並行して、対象児童の心のケアや必要な支援、関係児童に対する指導及び支援を行う。

オ 会議を開催した際の記録や児童への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存する（保存期間5年）。

カ いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他必要な情報を提供する。